

養育費に関する公正証書等作成支援事業補助金のご案内



養育費の受け取りは、子どもの健やかな成長や生活を支えるうえで重要な子どもの権利です。ひとり親家庭の子どもが、養育費を確実に受け取れるよう、養育費に関する公正証書等の作成で負担した費用を市が補助します。

対象者

宇都宮市に在住する[※]ひとり親家庭の父又は母で、次の要件をすべて満たす方が対象です。

- 養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の児童）を現に養育していること
- 養育費の取り決めに係る債務名義（調停調書や和解調書、決定判決、強制執行認諾約款付公正証書など）を有していること
- 令和3年4月1日以降に養育費の取り決め等にかかる費用を負担したこと
- 過去に同一の児童を対象として、地方公共団体（本市を含む。）から公正証書等の作成に関する補助金の交付を受けていないこと（対象児童の取り決めに対し、1回限り補助）
- 市税に滞納が無いこと

※ 本市に住民登録がある方

補助対象

養育費の取り決めに関する費用分を対象とします。

- 公正証書：公証人手数料令に定める公証人に支払った手数料
- 調停申立：収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用郵便切手代
- 裁判：収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用郵便切手代

注）調停や裁判等における弁護士等の費用は対象外です。

注）当事者間で作成した「合意書」「覚書」「離婚協議書」などの作成費用は対象になりません。

補助額

養育費の取り決めに要した費用（上限額 4万3千円）

申請方法

公正証書等を作成した日（令和3年4月1日以降の日に限る）の翌日から1年以内に、子ども家庭課にご申請ください。

（対象者ご本人が、子ども家庭課の窓口でご申請ください。）

【お申込み・問合せ先】 宇都宮市子ども部子ども家庭課 自立支援グループ

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号 TEL 028(632)2386

裏面もご覧ください

申請手続き
及び
必要な書類

【支給までの流れ】

① 補助金交付申請



② 補助金交付決定



③ 補助金交付請求



④ 補助金支給

【申請書類】

■宇都宮市養育費に関する公正証書等作成支援事業
補助金交付申請書兼実績報告書

【必要な書類】

- ・戸籍謄本又は抄本※1
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・領収書の写し※2
- ・養育費の取り決め文書の写し
(債務名義化した文書に限る)
- ・その他、市長が必要と認めるもの

■宇都宮市養育費に関する公正証書等作成支援事業
補助金交付請求書

【必要な書類】

- ・振込口座の確認ができるもの（通帳の写しなど）

※1 申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本をご準備ください。

※2 補助対象経費の領収書（領収書には以下の記載が必要です。）

- 宛先（支払者の氏名）、領収年月日、領収金額、取引内容（但し書き）
- 領収者の住所及び氏名、領収印

法律相談

栃木県母子家庭等就業・自立支援センター



宇都宮市では、養育費に関する無料法律相談を実施しています。

法律相談をご希望の方は、事前の予約が必要です。

お申し込みは「栃木県母子家庭等就業・自立支援センター」まで、ご連絡ください。

〒320-0071

宇都宮市野沢町4番地1

パーティとちぎ 男女共同参画センター 1F

TEL 028-665-7801

URL:<http://www.tochiboshicenter.jp/>